

平成30年度第1回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会

議事録

日 時 平成30年6月8日(金)
午後1時30分から午後3時まで
場 所 県庁行政庁舎4階 特別会議室

〔開会・挨拶〕

司会 定刻となりましたのでただいまから宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を開会します。はじめに本審議会は、20名の委員により構成されておりますが、本日は14名のご出席をいただいておりますので、再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例第17条第8項の規定により本日の会議は有効に成立してまいりますことをご報告いたします。また、本審議会は情報公開条例第19条の規定により公開で行うこととなっておりますので、御了承ください。

まず開会に当たりまして環境生活部部長の後藤よりご挨拶申し上げます。

後藤部長 本日は、大変お忙しい中、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、宮城県の環境行政にご協力ご支援をいただきまして、改めましてこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて本日の審議会でございますが、再生可能エネルギー・省エネルギー計画の最終案につきましてご審議いただくこととしておりますが、この計画の策定につきましては昨年の5月にこの審議会に諮問をさせていただいて以降、本日が4回目ということになります。前回までの審議会におきまして委員の皆様幅広い観点からご審議いただきまして、県民に対するわかりやすさや一人一人の自発的な行動を促すことの重要性を意識した中間案を策定したところです。また、今年4月にはこの中間案に対するパブリックコメントを行い、約80件の御意見をいただき、県民の方々にも幅広い関心をいただいているところだと思います。本日御審議いただく最終案は、これまで御審議いただいた内容に、パブリックコメントの意見を踏まえたものとして修正させていただいており、本県の特性を活かしつつ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進の必要性と可能性を県全体で共有し、実行していける内容となっているものと考えております。本日は、委員の皆様それぞれのお立場から、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 それでは本日の審議会に先立ちまして、新妻会長よりご挨拶いただきたいと思います。

新妻会長 皆さんご存じのように環境問題は今第3のフェーズに入っております。第1のフェーズというのは有識者が「宇宙船地球号」のように皆さんに警鐘を鳴らす、第2のフェーズは先進的な取組やキャンペーンで皆さんに啓蒙をする。今は第3のフェーズ、つまりあらゆる主体（県民や事業者）が環境に共生する社会を築いていくフェーズにあります。ちょう

どこの境目というところでこの計画の見直しがあり、この審議会の皆様にも多数の審議をしていただきました。県には温暖化対策計画というのもあり、それとの連携も図りながら将来を見据えた計画の審議をやってきたわけです。この審議会では皆様が専門家である前に県民であってくださいと申し上げたわけですが、そういう意味があつてこの計画の見直しを行ったというわけです。今日はパブリックコメントの結果もありまして最終的な取りまとめでございます。今一度この計画を見ていただいて大所高所から御意見をいただいて我々の貢献ができればと思います。忌憚のない意見をいただければと思います。

【議題「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」最終案について】

(議事(1)：計画最終案の説明・質疑)

新妻会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思つています。まず(1)『再生可能エネルギー・省エネルギー計画』最終案について」ということで事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局 お手元の資料1から5に基づきまして再生可能エネルギー・省エネルギー計画の最終案についてご説明をさせていただきます。

はじめに資料1「再エネ・省エネ計画見直しスケジュール」をご覧ください。

本日6月8日はこの計画の策定に係る審議会の4回目となりますが、パブリックコメントでいただいたご意見を反映した計画の最終案についてご審議をいただきます。その後答申をいただくこととなりますが、答申につきましては、温暖化対策計画との調整を図る必要がございますことから温暖化対策計画の答申が行われる時期とあわせて本審議会からも答申をいただきたいと考えております。その答申に基づく計画案につきまして9月の県議会に上程し、議決をいただいた上で計画の施行という流れになります。

資料2をご覧ください。「第3回再エネ・省エネ審議会における主な意見」でございます。こちらの資料に記載の内容につきましては、前回の審議会において委員の皆様からいただきましたご意見となりますが、皆様にご確認いただいたこちらの意見を反映させた中間案に基づきましてパブリックコメントを実施させていただいております。

続きまして、資料3「パブリックコメント等に対する県の考え方」をご覧ください。

再エネ・省エネ計画の中間案につきまして一般の県民の皆様へのパブリックコメント、市町村への意見照会、関係団体であるダメだっちゃ温暖化県民会議への意見照会を3月28日から4月27日までの1カ月間実施をさせていただきました。その結果、あわせて12の個人・団体の皆様から合計79件のさまざまな視点からのご意見を賜っております。いただいた79件のご意見に対する県の対応の考え方につきましては、意見の内容の右側の欄に整理しております。いただいた意見のうち最終的に再エネ・省エネ計画の内容の修正につながった意見は30件となります。

時間の関係もありますので、いただいた意見の一つずつの説明につきましては割愛をさせていただきますが、再エネ・省エネ計画の最終案であるお手元の資料5とこちらの資料3

をご覧くださいながら、主な修正箇所についてご説明をさせていただきます。

はじめに、資料 5 の記載の方法についてご説明させていただきます。資料 5 の表紙を 1 枚めくると目次になりますが、黄色い網掛けに青文字で印刷されているかと思えます。この黄色い背景の部分は、中間案から修正を加えた部分を示しております。青文字はパブリックコメント等に基づいて修正をした部分で、赤文字は温暖化対策計画との整合性の調整や誤字・脱字に伴う修正を事務局で行わせていただいた部分になっております。また削除した部分は、黒文字の上に取消線で記載をしております。これから説明する部分で出てくるかと思えますが、そういった前提でご覧いただければと思います。

それでは内容の説明に入ります。まず計画全体に関わるご意見としまして、資料 3 の通し番号 2 番、全体的にボリュームがあるので必要最低限の内容に絞ったほうがよいのではないかというご意見をいただきました。このご意見に対しましては、計画全体のスリム化は難しいところですが、概要版を別途作成するなど、ご理解いただきやすいような形での資料作成に努めてまいりたいと考えております。

同じく資料 3 の 5 番でございますが、用語解説の工夫が必要であるというご意見をいただきました。このご意見に対し、用語解説に記載する用語につきましては、最初登場した段階で※印を表記して、資料 5 本文の 100 ページ以降の資料編の用語解説一つ一つの用語のほうに用語が登場するページを表記しております。

続きまして資料 5 の目次部分をご覧ください。

表紙をめくって 1 枚目から目次が 5 ページほど続いてございます。この部分をご覧くださいと分かるとおり、青文字で記載したような形で細々節まで目次を加えてございます。こうやって目次を見た際に記載している内容がどのようなものかを、より分かりやすく修正いたしました。こちらは資料 3 の 7 番のご意見、目次に細々節等加えたほうがよいというご意見に対応して修正したものでございます。

続きまして資料 5 の本文の 3 ページをご覧ください。

青い印の中に白抜きで 3 となっている部分でございます。こちらは図 1-1（本計画の位置づけ）、図 1-2（温室効果ガス削減目標との関連の図）ですが、これらの図が本文のどの説明を補足しているものかを明確にするため、1 つ前の 2 ページの第 2 節の (3) その他の計画等との関連の部分ですが、1 つ目の段落の最後に「図 1-1 参照」、2 つ目の段落の最後に「図 1-2 参照」という形で図と本文の関係が分かりやすくなるように追記しております。こちらは資料 3 の 14 番と 18 番のご意見に基づいて修正をさせていただいたものでございます。

それから、次に資料 5 の 2 ページの下の方の箱囲み部分に用語の定義についてという部分がございます。こちらは資料 3 の 16 番のご意見、再生可能エネルギー等の種別についての用語の定義は修正をしたほうが分かりやすいのではないかというご意見を踏まえて表

現を修正しております。

続きまして、資料 5 の 47 ページをご覧ください。

47 ページに (3) まち・むらに関する将来像という図がございます。こちらの記載について資料 3 の 30 番, 31 番, 32 番のところになりますが, 資料 5 の 47 ページのまち・むらの定義, あるいはゆとりという部分の意味, それから農山漁村と都市における資源循環に関する記述についてご意見をいただいております。いただいたご意見を踏まえて 47 ページの記載を一部修正してございます。なお, この表記につきましては, 温暖化対策計画と共通する内容となっており, 温暖化対策計画におきましても同様のご意見を受けて修正しておりますので, それと合わせた形で修正しております。

続きまして資料 5 の 59 ページをご覧ください。

59 ページには図 4-2 といたしまして本計画の施策体系と取組主体の図を記載しております。このうち取組の⑨から⑯までの各再エネ導入促進の主体から県または市町村が一部欠落しておりましたので修正をしております。こちらは資料 3 の 40 番のご意見に対応して修正をさせていただいたものでございます。

続きまして資料 5 の 67 ページをご覧ください。

67 ページは省エネ化した建物・設備の導入促進のパートになりますが, その施策分野の中の取組 7 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進の部分ですが, 丸の 3 つ目と 4 つ目のところに自家消費型太陽光発電等に関する記述をしておりましたが, これらは省エネの取組には該当しないことから, こちらの取組 7 での記述を削除しております。

合わせまして 71 ページをご覧ください。

こちらは取組 9 ということで太陽光発電の導入促進という部分がございますが, こちらの丸の 5 つ目といたしまして, 先ほど取組 7 で削除いたしました自家消費型太陽光発電等についての記述を追加してございます。こちらは資料 3 の 46 番のご意見, 太陽光発電は低炭素エネルギーへの転換であって省エネの取組ではないというご意見に対応して記載の場所を変更いたしました。

続きまして, 資料 5 の 67 ページをご覧ください。

先ほどご覧いただいた取組 7 の 1 つ目の丸のところでございます。省エネルギーの具体的な行動といたしまして, 省エネ家電への買い換えというものを挙げておりましたが, 買い換える対象を家電だけに限る必要はないだろうということで, 省エネルギー性能の高い設備・機器 (低炭素型浄化槽や家電を含む) への買い換えや更新を促すという, より幅広い表現へと修正をしております。こちらは資料 3 の 48 番のご意見に対応した修正となっております。

資料 5 の 68 ページをご覧ください。

68 ページの取組 8 徹底的なエネルギー管理の実施の 3 つ目の丸になりますが、エネルギー診断を行う取組についての記載でございますが、この診断を行う取組は環境省が認定資格を行っているうちエコ診断士によるうちエコ診断だけではなくて他にも取組がございますことから省エネの改善に向けた助言を行う制度の推進を図ることを追記させていただいております。こちらは資料 3 の 47 番のご意見に対応した修正でございます。

資料 5 の 71 ページをご覧ください。

取組 9 太陽光発電の導入促進の部分でございますが、こちらの 1 つ目の丸に追記しております。メガソーラーの設置に伴い、懸念される環境への影響についての記述を追加させていただいております。こちらは資料 3 の 49 番のご意見、再エネ導入に伴う周辺的生活環境への影響の懸念の記載を追加してはどうかといったご意見に対応したものでございます。こちらの 49 番のご意見に対応しまして 71 ページの太陽光の他に 74 ページにバイオマスの発電についての記述、取組 12 がございますが、こちらにも丸の 4 つ目を、それから 74 ページの下から 75 ページの上にかけて風力発電の導入促進について記載している部分がございますが、75 ページの上から 3 つ目の丸のところになりますが、風力発電についても懸念される環境への影響についての記述を追加させていただいております。

資料 5 の 79 ページをご覧ください。

79 ページは 78 ページの下の方から取組 20 ということで都市緑化等の推進について記載をしている部分でございますが、79 ページの一番上の部分に住宅における緑化の推進についての記述を追加しております。こちらは資料 3 の 54 番のご意見、住宅でのヒートアイランド対策や省エネのためのグリーンカーテンの設置等を推奨していただきたいといったご意見に対応した修正でございます。

資料 5 の 88 ページをご覧ください。

88 ページは第 4 章の第 3 節、事業者としての宮城県の施策について記載してございます。こちらの (1) エネルギーの効率的利用の推進の部分に、段落の 2 つ目ですが、災害対応も見据えた形で外部給電機能を搭載したクリーンエネルギー自動車の導入に努める旨の記述を追加しております。こちらは資料 3 の 59 番のご意見に対応した修正ということになります。

(2) 再生可能エネルギー等の率先導入におきましては、最後に木質バイオマス燃料の導入について県内産の燃料が使用されるよう、生産・供給システムづくりを検討していく旨の記述を追加してございます。こちらは資料 3 の 61 番のご意見、公共施設における木質バイオマス設備で県内産の燃料が使用されるシステムの検討を進めていただきたいというご意見に対応した修正となります。

資料 4 概要版の A3 判の概要版の資料の 1 枚目の表をご覧ください。

3 番の資料 4 の 1 枚目、再生可能エネルギー・省エネルギー計画の概要①という資料になります。こちらの左下の部分にⅡ現状ということで記載していますが、この部分に前計画

における目標の達成状況をイラストとともに、追加しております。こちらは資料3の75番の意見で実績や達成率などについても概要版に記載すべきというご意見をいただいておりますので、その意見に対応して、このような形で前計画の目標の達成状況を記載させていただきます。

以上がパブリックコメント等でいただいたご意見に対して修正を行った主な部分のご説明になります。事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほうをお願い申し上げます。

新妻会長 どうもありがとうございました。それでは、お気付きの点あるいはご意見をご発言いただければと思います。ご自由をお願いします。

小野田委員 早稲田大学の小野田でございます。ご説明ありがとうございます。簡単な質問を2点ほど、1点はコメントですけれども、資料5の59ページの施策体系という表がありますが、この丸の付け方はこれで大丈夫でしょうか。対象先と書いてあるので、意図としては、それぞれの取組が一番波及するであろう方々のところに丸が付いているのかなと思いますが、特に市町村とか県とかがこの対象先に入っているの、見方によっては他のことを県とか市町村がやらないのかというふうに読めてしまいます。それで見えていくと、例えば⑩の地域としての面的な熱利用の促進というのを行政が何もしないというのは多分現実的にはあり得ないので、誤解を招いてしまうのではないかと思います。この表の見方をもう少し丁寧に記述するか、表現を修正するかということをご検討いただいたほうがいいかなと思います。

あとは、例えば74ページでバイオマス絡みで黄色で網かけをした文章があって、「地産バイオマスを利用して熱の利用やメタン発酵燃焼熱タービンによる発電」というのが、エネルギー転換の話を書きたいのか、発電方式のことを書きたいのかというのが統一されていないですね。というのは、右側のほうの地熱のほうを見るとバイナリー発電と書いてあって、発電方式で書くのであればメタン発酵はガスエンジンで発電するという話で、特に燃焼熱タービンによって発電するということを書いてある意図がよく分かりません。大型のものを意味しているのか、あるいは中小規模のものでやるのかというところで、その辺のトーンが若干テクニカルな表現で合っていないところが幾つかあるのが気になりました。

新妻会長 どうもありがとうございます。事務局のほうから何かありますか。まず、この丸について私からも、この丸を付けたという意味はどういう意味なのか。小野田先生が言われるように何もしないはずはないと。これの丸が付いているのと付いていないものの差というのはどういう意味だったのかということをもっと説明していただけますか。

事務局 それぞれの取組に中心となって関わるといような意味で丸を付けておるところでございますが、小野田先生からご指摘いただいたとおり、丸が付かないと何もやらない

のかという誤解も生じかねませんので、表記につきましては工夫をさせていただきたいと考えてございます。

新妻会長 タービン発電のところ、ここも記述を工夫するということですね。

事務局 こちらのご指摘もごもっともだと思いますので、検討させていただきたいと思います。

新妻会長 その他お気付きの点ございましたら、お願いします。

小野田委員 この概要版の資料とこの資料 5 というのは基本的には一致していると思えばよろしいですかね。一部そういうふうに見えないところがあったのですが。たとえば概要の③で、「7つの施策分野ごとの」というところの1番の「県民総ぐるみの」というところで、新しい話としてナッジの話が入っているのはいいと思うのですが、それがこっちのほうに入っていないように見えます。というのは、一つ一つ見ていくと微妙に整合が取れていないという点があるのではないかなと思ってしまいました。

新妻会長 では、この辺も再度確認をするということによろしいですか。

事務局 今のナッジの部分に関して申し上げますと、資料 5 では 61 ページの部分の取組の方向性の上から 2 つ目の丸と、62 ページの一番下の丸のところ、主な施策に記載はしていましたが、全体的に整合性が取れているかどうかということについては再度、事務局で確認をさせていただきたいと思います。

小野田委員 書いてあるのは分かりましたが、例えば今の資料 5 の 68 ページの最後を見ていただくと、主な施策例という表現があって、HEMS とスマートメーターとうちエコ診断というのがここに入っています。それと概要 3 の 1 の中の主な施策例という同じ言葉で使っていて、うちエコ診断が入っていてナッジがここに入っているというのが、ちょっと分からないです。そうすると、この 68 ページに対応するところというのは、概要版でいうとどこに対応しているのか考えると、概要 3 の 1 しかないのではないかなと思ってしまいます。

新妻会長 ご指摘の意味が分かったと思いますので、ここに限らず概要版と本文とのすり合わせをもう一度チェックしていただければと思います。

事務局 はい、確認させていただきます。

新妻会長 私から非常に細かいところですが、67 ページの取組 7 のさっきご説明いただいたところの最初の丸と次の丸が同じことを言っているように見えます。ここはただ、導入支援という言葉が入るのでしょうか。低炭素型浄化槽というのは前に出ていますよね。

事務局 低炭素型浄化槽につきましては、県として導入に対して支援制度があるということで書いていますけれども、上にも記述があり、今 2 回出てきているというご指摘かと思しますので、再度内容を検討します。

新妻会長 その他ありませんか。はい、お願いします。

和田山委員 パブリックコメントに対する考え方をお伺いしたいのですが、多様な意見を吸い上げて、それをできるだけ反映させるということだと思いますが、当初のこういう構想だというものに対して、これをいちいち個別のものに対して、できるだけそれを反映させたいという意味ですね。そうすると、これは多様であるがゆえに論旨はどうしてもぶれると思います。応えやすいものは応える、応えにくいものは応えない、応えることができない、あるいは努力しますというふうになるわけで、このことに対する並々ならぬご苦労というのは何となく想像に余りあるんですけども、今お話しがあったような全体の整合性が取れるか取れないかという観点から少し、だから、今の低炭素浄化槽もそうなのかもしれませんけれども、個別具体的なものがぽんと出てきて、それはいいから入れようねとなったときに全体の書きぶりというのは相当時間をかけて練られた書きぶりになっているはずで、それを後からぽんと追加するという話になると、逆にいろいろ不精巧に見えてきたりするので、大変申し訳ないのですが、全体をもう一度精査されて、パブリックコメントで取り入れた部分が、当初の全体の書きぶりに対して整合性がとれているかどうかというのを、もう少し確認されたほうがいいのかと思って伺っておりました。100 ページを超える力作なので、なかなか大変で、いろいろな方の意見を取り入れ、反映させようとするときに、細かい話で逆の指摘が出てくることはしょうがないと思いますが、それを少しご検討いただいたほうがいいのかと思います。

新妻会長 どうもありがとうございます。その他ございませんか。

事務局 パブリックコメントでいただきましたご意見の反映に当たりましては、基本的な趣旨がずれないように形で、取り入れるか否かの判断をしながら入れているつもりではございますが、ご指摘いただいたとおり、細かい部分は大丈夫かといったところは再度確認をさせていただきたいと思います。

新妻会長 その他ございませんか。はい、お願いします。

平賀委員 素晴らしいと思います、この資料。県民はどうしなさいよという、もう少し簡単に県民はこうしてほしいと、そのためにこれをやるんだという、もう一回そういう簡単な言葉を出していただいて、それにこの資料の何ページとお書きいただきまして一般市民として、県民としてできることをもう少し分かりやすくした方がいいのかなと思います。

要するにエネルギーをパリの協定になるべく近づけたいという大きな目的があります

ので、その辺をもう一回、あんまり難しいとあっち行ったりこっち行ったりとなりますので、よろしくお願ひします。

新妻会長 はい、ありがとうございました。もう少し分かりやすいメッセージが届くような形にするべきということで、何かお考えは。

事務局 計画の本文といたしましては、どうしてもさまざまな要素が入ってまいりまして、このような形でだいぶ分量も多くなってしまいますのですけれども、県民の皆様にお知らせする際には、さまざまな手段あるいは概要版の作成なども予定をしておりますので、そういった中で、できるだけ伝わりやすいようなメッセージ・表現でお知らせをしてみたいと考えてございます。

瀧川委員 内容のことではなくて、細かい話で恐縮ですけれども、資料5の20ページの③の風力発電の記載のところですが、真ん中あたりに「統一ルールのない沖合の風力発電の法整備が進められている他」と書いてありますけれども、これはもちろん統一ルールのないというのは風力発電に係ることだと思っておりますけれども、「法整備」のほうが統一ルールのない沖合の風力発電の法整備と取られてしまうので、国としても3月に閣議決定しておりますので、例えば風力発電に対する法整備とか、もう少し分かりやすく書いていただければありがたいと思います。

新妻会長 そうですね。「統一ルールのない」というのは要らないかもしれないですね。ありがとうございます。

あと何か新たに文章を加えられたところに何々してまいりますという言葉がありますが、私が使う言葉だと、こういうところにはあまり「まいります」と使わないので、他の部分も含めて文章のチェックをしていただければと思います。他に何かございませんか。今まで十分、委員の皆様に見ていただいたものですので、どうしても細かいところに走ってしまいがちですが、もう少し大きいものとか、あるいは将来のことも含めてのご発言でも結構ですので、何でもご発言いただければと思います。

小野田委員 また細かい話ですが、21ページのバイオマスのところの説明文ですが、これは基本的にはこのグラフに出ているのは国の資料を説明しているという話かなと思いますが、そのときに「バイオマスエネルギー（廃棄物エネルギーを含む）」と書いてあって、この廃棄物エネルギーの意味が、要は国がカウントしているものと宮城県がここで言っている廃棄物系バイオマスの話とずれていないかどうかというのは確認いただいたほうがいいかなと思います。ここに書いてある廃棄物エネルギーはどういう意味ですか。

事務局 廃棄物由来のバイオマスという意味で使っております。

小野田委員 でしたらこの括弧自体が要らないかなと思います。アスタリスクの中を見ていただ

くと、その中に「廃棄物系バイオマスを含む」と説明で書いていただいているので、こうして書くと、例えばごみ発電から出てくる熱をカウントしているみたいな誤解を与えてしまう可能性があるのでは、取ってしまったほうがいいと思います。

事務局 はい。

新妻会長 その他ございますか。

板委員 先ほど消費者・県民の目線でというような話もあったのですが、それでできる場所というのは、2ページ分の本文の中のところの記載があるんですけども、もう少し詳しく実際にどんなことをするかというのが恐らく131ページ以降のところであろうなというところで確認して見ていたのですが、最後のほうにまとめられている141ページから143ページあたりにかけては、短期的取組の前半のほうは持っている家電製品をこういうふうにして省エネ対策するとありますが、長期的な方は壊れたら買い換えるところであろうかとは思いますが、143ページのほうには車両買い換えなどの部分は、あえて購入するタイミングではこういった車種を選びましょうというような一文が一応添えられているのですが、暮らし・住まいの長期的取組のほうには、とにかく買い換える、使えたとしても買い換えるというようなことが推進されているように、ちょっとミスリードされてしまう可能性があるのかなと思います。143ページには言葉が添えられている分、添えられていないほうがちょっと誤解されるといけないかなというような印象を受けました。

事務局 確かに趣旨としてはどちらも同じですので、表現を統一させていただきたいと思えます。

新妻会長 他いかがでしょうか。では、私のほうから。先ほどちょっと話にありました59ページの丸に関してなんですが、この審議会でも何度も言っていましたように、この審議会の計画見直しというのは計画見直しをつくるのが目的ではなくて、それを実効ある取り組みを行うためにこれをつくっているんだということを確認し合いながら、これをつくっていったのですが、おそらく皆さんの一番の関心事は、これを踏まえて県はどのような姿勢で、これを実行に移していくんだというようなところが密接に関係あると思うんですね。その辺の基本的な態度といいますか、その辺はわれわれも最も気になる場所ですけれども、その辺について即答は難しいかもしれませんが、方向性でもちょっと示していただくと、せっかく熱心な議論していただいている皆さんもよろしいかと思えますので、ご説明いただけたらと思います。

事務局 こちらの計画の実現に向けましては、県だけでなく市町村や県民の皆様あるいは事業者の方々と一体となって進めていく必要があるものと考えておりますので、まずあらゆる機会を捉えて地域住民や事業者の方々に普及啓発を進めるとともに市町村などと一体となっ

た推進体制づくりを進めて省エネルギーあるいは再生可能エネルギーの導入を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

新妻会長 この計画、多分ポイントはそこにあると思いますので、今一度これからどうするかというのを見直して私の今の質問に対する答えを整理しておいて、それを具体的に政策にするような制度設計をぜひしていただければと思います。

その他ありませんか。時間はだいぶありますけれども、随分苦勞してまとめられただけありまして、皆さんには十分理解していただいているかと思います。ただ、細かいところはまだいくらでも出てきそうな気がしますので、これにつきましては個別にお声かけいただいて結構ですよ。このところがおかしいとか小野田先生からありましたように、ここは矛盾しているんじゃないとか、そういうようなところはたぶんあるので、皆さんお忙しい中ですので、無理にここで質問するには難しいかと思います。

小野田委員 国の会議のほうでも時々言っていますけれども、例えば資料 4 を見ていただいて、平成 42 年というのは今の段階でないということは分かっているわけですよ。だから、この辺は行政的にどう書くのがいいのかを検討いただいたほうがいいと思います。

新妻会長 今までの議論について事務局のほうから何かご説明ありますか。

事務局 細かい点も含めまして、いろいろご意見いただきありがとうございます。先ほど冒頭でご説明申し上げましたとおり、本日のご意見を基に答申案のほうの調整をさせていただきますので、もしお気づきの点ございましたら、後日でも結構ですので、事務局のほうにお知らせいただければと思います。

新妻会長 ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

それでは、お気づきの点やご意見が出切ったといいますか、一区切り付いたと思いますので、一応今後細かいところの修正があるということを前提に、これを本審議会の答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議はございませんか。

(異議なしの声) どうもありがとうございます。

それでは、先ほど事務局からお話がありましたように温暖化対策計画との整合もございます。そちらはそちらでまたいろいろ修正中でございますので、それを合わせまして、すり合わせを含めまして 9 月の県議会に間に合うように修正をかけていくという手順になるかと思いますが、その辺の修正につきましては事務局と私のほうに関わらせていただいてまとめてよろしいでしょうか。何か重大なことがありましたら委員の先生にも意見を伺うようなことがあるかもしれませんが、一応そういうことで私と事務局のほうに最終案についてはお任せいただいてよろしゅうございますか。

(異議なしの声) はい、ありがとうございます。

それではこれを原案として取りまとめるということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

(議事(2)：その他)

新妻会長 それでは議事のその他、ございますか。1年間大変に熱心にご意見などお寄せいただきまして、皆さんから感想でも期待でもお叱りなんでも結構でございますので発言いただければと思います。

板委員 こちらの計画は省エネというところで事業者が取り組むというところが主で、私の専門が消費関係というところで、あまり根幹に関わるところでの意見があまり言えなかったかなといったようなところがありますが、県民からの目線と消費者からの目線というところで、いろいろ反映していただいたり、細かい先ほどのようなデータ等も出させていただきましたので、こちらが県民の啓発に役立つことを願っております。

小野田委員 去年1回も出られなかったので言いたいことを言わせていただいて失礼しました。
さっきの概要と本文の整合性のところは、ちょっともう一回見直してみると5章のところの対応が分かりにくいという指摘だというふうに思っていたらという意味です。
あともう一つ全体のコメントとしては、これもよく申し上げているのですが、2030年は遠いようで結構すぐ来てしまう、もう12年ぐらしかないんですね。そうすると、実は一回設備投資をして12年以上使う機器というのはたくさんありますので、もう次の設備投資で決まってしまうんですね。そういったところで、さっき会長がおっしゃったように、具体的にその実効性をどう担保していくのかというところが非常に重要になってくると思いますので、この計画を基に、ぜひ積極的な取組を進めていただければと思います。ありがとうございました。

川村委員 私はうちエコ診断士もしているのですけれども、こちらの中の計画の中に県民にいろいろ伝えなきゃいけないことがたくさん盛り込まれていましたので、大体私が診断すると既存住宅にお住まいの方でリフォームや省エネに取り組む方のお話をたくさん聞きます。省エネのアドバイスをしているのですけれども、全体的には、あまりお金をかけないで省エネというのが、やはり皆さん興味がありますので、一人一人の力は小さいですけれども、県民一人一人が意識を持って省エネに取り組めば二酸化炭素の排出も減ると思いますし、それから今買い換えを考えている方にもアドバイスをしまして、住設機器を買い換えるときに値段だけを重視するのではなくて省エネにつながるような機器を選択してもらるように、ご案内していきたいなと思いました。以上です。

熊沢委員 私は運輸部門の関係で出席させていただいていますが、自動車に関して環境対応自動車というのは電気自動車であったりハイブリッドであったり燃料電池車ですが、5年前と比べて東北では大体3倍程度、そういうものが確実に増えていると感じます。ハードではかなり進んでいると。ただ、そのエネルギーをどこに求めるかという、この前新聞に出ていましたけれども、経済産業省では再生可能エネルギーが22~24%、原発に20~22%頼る。石炭には56%頼るというような2030年の目標みたいですので、多分それに呼応してやっ

ていると思います。

一方、昨年の再生可能エネルギーのフォーラムでは日本の農地全てにソーラーシェアリングを入れれば原発は要らないというような議論もされているので、そのバランスですね、安定供給をどこに求めるか、宮城県としては。その辺のところも踏み込んでほしいかなというふうに思いました。以上です。

齋藤委員 私の専門は電力のネットワークですので、社会的なこと全般分かった形で発言することはなかったのですが、ただ感じたのは、エネルギーの問題というのは一人一人個人が関係しているものの、自分がどういう行動を取って、例えば再エネとか省エネにどう貢献できているかという全体に対する自分の貢献度というのは非常に見にくい世界ですので、その中で県という一つのリーダーが何か目標を示したときに、各県民一人一人あるいは事業者一つ一つが、そこにうまくついてこられるというか、乗っかってくるのかなと。そのつくり方がまだちょっとじっくり私は理解できなくて、特にもう話は終わりましたが、概要の④というところで各主体の役割のところに書かれている表現はみんな期待される行動ですね。自主的であるということの大前提にこの話は進んでいますけれども、ただ本当の数値目標を達成させようと考えれば、普通の民間企業で考えれば号令一つで、法律ではないですけれども、こうやるんだというふうに、かなり強い権限を持って行動を規制したり何かをしていくと思いますが、こういう県という単位の中で自主性をどう促すのかというのは非常に難しいなと思います。何かもうちょっとそのところで計画が計画で終わってしまいかねないというか、計画と目標を立てて何年かたったら、こうでしたねと。その計画が、じゃあ一体どのくらい貢献があったのかというのは評価が非常に難しいと思います。やっぱりやったことに対する評価をどう評価するのか、あるいはできるようなふうに、その施策のところの構成を考えるのかというのは実はこの審議会の中でも、もう少し具体的な話として上がってほしかったなと。どうしても非常に高いレベルでの話なので、書かれている表現は非常に当たり前のことをいっぱい羅列されているだけで、これでいいですかと言って誰も悪いと言うようなものはないわけですね。ただ問題は、それを本当に具体的にやるときに、どんなやり方ができるのかというところが何か見えてこない、なかなかこちらのほうでも具体的な、いいとか悪いとか何か意見というのは非常に言いにくいなというのが正直なところでした。

この計画を立てるのに、かなり労力を払われておりますので、そこに関しては敬意を表したいと思います。以上です。

佐々木委員 今日は県民の一人として、一人の主婦として参加させていただきました。県民の一人として微力ながら省エネに取り組んでいきたいと思います。でも微力がたくさん集まれば大きなエネルギーになると思いますので、みんなで本当に力を合わせて省エネに取り組んでいけたらなと思っております。今後もよろしく願いいたします。

佐藤委員 今回で 2 度目の会議に参加させていただいております。私のほうから何かおいそれとい

ろんなことを申し上げることはできませんが、今後とも少しずつ勉強させていただきますので、よろしくお願いいたします。

新妻会長

10年前ですと省エネやれとか再エネやれと、そんな大変なことはやれないとか昔に戻れないとかという議論がありましたけれども、今の時代になって振り返ってみますと、例えば省エネ住宅に住むと「何だい、こんなに居心地がよかったのか」とか、あるいは自分のところに太陽光パネルを付けると、費用削減以上の価値があるんじゃないとか、いろいろな事業者さんは事業者さんで、こういうことに設備投資したら、かえって作業性がよくなったとかいうことがいろいろ出てくるわけです。そういう、それぞれの主体の豊かさとか幸福度とか、あるいは、生活とか営みのやり易さというものは、各主体がそれぞれに創らないとできないものです。

さっき齋藤先生が言われたのと関連しますけれども、その各主体の創造性と県の施策をどういうふうにつなぐかというのは非常に難しい問題で、お金だけの問題じゃない。ただ、実際はわれわれの経験からいくと再エネ・省エネすることが結局われわれも豊かになるし、地球にもいいし、というような社会に持っていけないと、逆に言うと人類が滅亡してしまうわけですから、この辺は先ほど齋藤先生が言われたところは十二分に検討していただいて、行政のほうで今できることというものをきっちり見据えて、この計画を実のあるものにしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

菅田委員

本当にこのようにまとめていただきまして、ありがとうございます。私ども環境 NGO でございますので、県民の方々とお会いして説明することが多いです。ですので、県や市町村、あとここにいらっしゃるような委員の皆様と連携して一人一人県民の方に省エネ、自然エネについて取り入れるとこんなに豊かになるんだよということを推進していきたいなと思っております。あと外のほうでイベントすることが多いですので、パネルとかで見て、こういう計画なので皆さんこういうふうにしていきましょう、というようなものがあつたりすると私どもも活動しやすいなと思っていた次第でございます。意見になりまして申し訳ありませんが、本当にまとめていただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

瀧川委員

昨年 8 月から参加させていただいております。県の方々と同じ行政側の、本来私が例えばそちらのほうの端に席があつて、それで補足の説明といたしますか、そういったところもやらなくちゃいけないような立場にはあるところがございますけれども、この NPO の関係、国の基本計画といたしますか、そういった計画に基づいて、いわゆる検討していただいているというところで、限界がある中、県独自の計画を立派につくっていただいて、県民の方に分かりやすいものをつくっていただいたということで非常に感謝申し上げたいと思います。

特に再生可能エネルギーは国のエネルギー基本計画の中でも 1 つの重要な電源として位置づけられ、今後ますます重要なものになっていくかと思っております。それから、水素の関係ですけれども、国としても昨年の 12 月に基本戦略を閣議決定しておりまして、私ども東北

経済産業局といたしましても、どうしても水素ステーションなどは関東エリア、中部エリア、近畿エリアが計画でも主体となっているところではございますけれども、今後東北地方にも水素のステーションだけではなくて、いろんな水素製造の関係とか水素を拡大普及していきたいというふうに考えてございます。もちろん現状においては、まだまだコストが高いところがございますので、そのあたりいろんな支援をしながら普及させていきたいと考えてございます。今回立派な資料をまとめていただきました宮城県さんに対して深く敬意を表したいと思っております。どうもありがとうございました。

高平委員 私自身は、関係団体のダメだっちゃ温暖化の宮城県民会議の委員として1年間、通算では2年間の活動をさせていただきました本計画につきまして少なからず携わらせてもらっておりました。作成に当たりまして大変感謝申し上げます。ありがとうございました。この会議の件名の再生可能エネルギー・省エネルギー計画というところではあるんですけども、先ほど申し上げましたダメだっちゃ温暖化のほうでは脱炭素というところが話し合いのメインなのかなというところではあったわけですけども、再生可能エネルギーというところでその関係を申し上げますと、東北電力の立場でちょっと話を変えますが、今年のお正月ごろから3月ぐらいまでにかけて電力の供給系統の空き容量があるのかないのかというのが夜のニュースを中心に話題がお茶の間の皆様のご家庭でもあったと思っておりますけれども、つまり話を非常に簡単に申し上げますと、だいたいここ1~2年急速に再生可能エネルギーは正直増えてございます。東北電力といたしましても、なるべく幅広く受け止めてまいらなければならないというところがございますが、幾分太陽光を中心とした再生可能エネルギーが急速に増えているというところで、昼と夜の電力の量、昼と夜の再生可能エネルギーの量、もしくは昼と夜の皆様が必要とする電力の量、こちらがやっぱりまだまだアンマッチなのかなというところもございまして、引き続き省エネを意識しながら電力の安定供給にも努めていかなければならないと、そういう目線でもながめさせてもらっておりましたというところで、これからも省エネに携わってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

村上委員 このたびは素晴らしい最終案、無事完成されましたこと、皆様のご努力に敬意を表します。ありがとうございました。先ほど齋藤先生がお話しになられましたとおり、プラン、計画を立てられました、ここからが本番になろうかなと。そういう意味でも企業でも言いますとおりPDCAを回すというか、プラン・ドゥー・チェック・アクションで、ドゥーはどうしても補助金に頼りがちですけども、補助金ではなくていかに産業界というか、企業そして県民に理解をしていただく場を提供するか、つくるかと。啓蒙活動と、またそれをチェック、進んでいるかの確認。そういう意味では、われわれ産業界が県民に対して褒めるとか、あとは駄目出しするとか、そういうことをしてとにかくCO₂削減26%を宮城県も達成しなければなりませんので、そのプラン・ドゥー・チェック・アクションのこれからを大変期待しております。

和田山委員 この取りまとめに当たって新妻会長はじめ事務局の方、大変お疲れさまでした。ご苦労

さまでした。この委員会に参加させていただいたときは、名簿を見ると私のところには燃料電池と書いてありまして、エネルギーの話というのはどうも宗教論争になりがちなので、あまり専門のことを私から積極的に申し上げるのは、差し控えたというよりはしたくなかったというところがございます、その辺の話はしませんでした。パブリックコメントに水素に対するコメントが載っていて、それはやっぱりわれわれ啓蒙する側もまだ努力が足りていないのかもしれないのですけれども、まだだいたいわれわれがやっていることとギャップをお感じになれるんだなというところが反省点としてございます。先ほどお話が出たように、もう水素の戦略のロードマップというのは昨年の12月に改定されて、それに向かって政府は進んでいて、民間企業の側もFCVで言えば、もう2020年モデルはすぐで、そんなものは研究なんてしていません。25年モデルは、もうほぼ骨格が固まっていて20年モデルについてでさえ、企業ベースで言えばコストは半分にしようという目的で進んでいます。売価は幾らになるか分からないですけれども、今もう2030年モデルの話をやっているんですね。ですから、それぞれの分野では恐らくしのぎを削って汗水垂らして研究開発は進んでいると思いますので、それを踏まえて少し野心的な目標値を立てて、そこに向かって努力するというのも、やっぱり大事だろうなと個人的には思います。

重ねてですけれども、私ここであまりコントリビューションできたかどうか、ちょっと分からないのですけれども、事務局の皆さん、今後とも、今お話があったように目標達成に向かって、これからのほうがむしろ大変なのかもしれませんし、そういうところでご努力いただければなと思います。

新妻会長 どうもありがとうございました。それでは、皆さんご発言いただきましたので、議事のその他を終わらしまして、議事の一切を終了したいと思います。司会を事務局のほうにお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

[その他・閉会]

司会 新妻先生、ありがとうございました。それでは次第4 その他でございますが、事務局よりご説明させていただきます。

事務局 最後に今後の予定について再度確認をさせていただきます。

先ほどの説明の冒頭で資料の1というのでスケジュールについて説明をさせていただきました。もう一度資料の1をご覧いただければと思いますが、今後の予定といたしましては、本日のご意見を踏まえて文言修正等させていただき、最終案の調製をさせていただきます。親計画であります温暖化対策計画の最終案が7月12日の環境審議会において審議される予定となっております。そちらの内容を踏まえまして必要な修正があれば当該再生エネルギー・省エネルギー計画につきましても修正をさせていただいた上で、最終的なものを皆様にもう一度お示しをさせていただいた上で本審議会からの答申をいただくという流れにさせていただきたいと思っております。

答申をいただいた後に9月から開会いたします県議会のほうに計画案を提案させていただきます、可決を受けて策定とさせていただきたいと思っております。最終案の内容につきましては、

先ほど会長のほうからお話がありましたように新妻会長と調整させていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

司会 それでは閉会に当たりまして環境生活部長の後藤よりご挨拶申し上げます。

後藤部長 長時間にわたりありがとうございました。閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。再生可能エネルギー・省エネルギー計画の策定に当たりまして昨年度から4回委員の皆様には幅広い観点から示唆に富んだ御意見をいただきましたことに関して改めて深く感謝申し上げます。特に新妻会長様、それから本日ご欠席の齋藤副会長様におかれましては、会議の場のみならず事前のご相談、会議前後のお打ち合わせなど御多忙の所、本計画の策定に時間を割いていただきました。本当にありがとうございます。先程室長から申し上げました通り9月議会の議決後から実行に入ります訳ですが、新妻会長のご挨拶にもありましたとおり個人の方がどう行動するかという第3のフェーズに入りました。行政というのは計画を作った後一息ついてしまっていてそれで一安心ということが悪い癖としてあったかなと話そうと思っていたのですが、委員の皆様から、まさにそうした点をご指摘いただくご発言が相次いだところでございまして、この計画はなかなか県民の方全員がこの計画そのものを直接読んでご理解いただくのも難しいところかと思っておりますので、そこを具体的に事業者の方あるいは県民の方々にどうお伝えしてどういう具体的な行動をしていただくのかというところがまさに我々が取り組まなければならない一番肝要な点だと改めて確認させていただきました。県としましては、コーディネーターであるとともにプレイヤーでございますので、県としてその努力をしていきたいと思っておりますし、委員の皆様にはまさにこの計画の伝道師としての役割も引き続きお願いをしたいと思っております。

司会 それでは以上をもちまして、審議会を閉会とさせていただきます。
長時間にわたりご審議いただきまして、大変ありがとうございました。